

地方議会制度の概要⑥

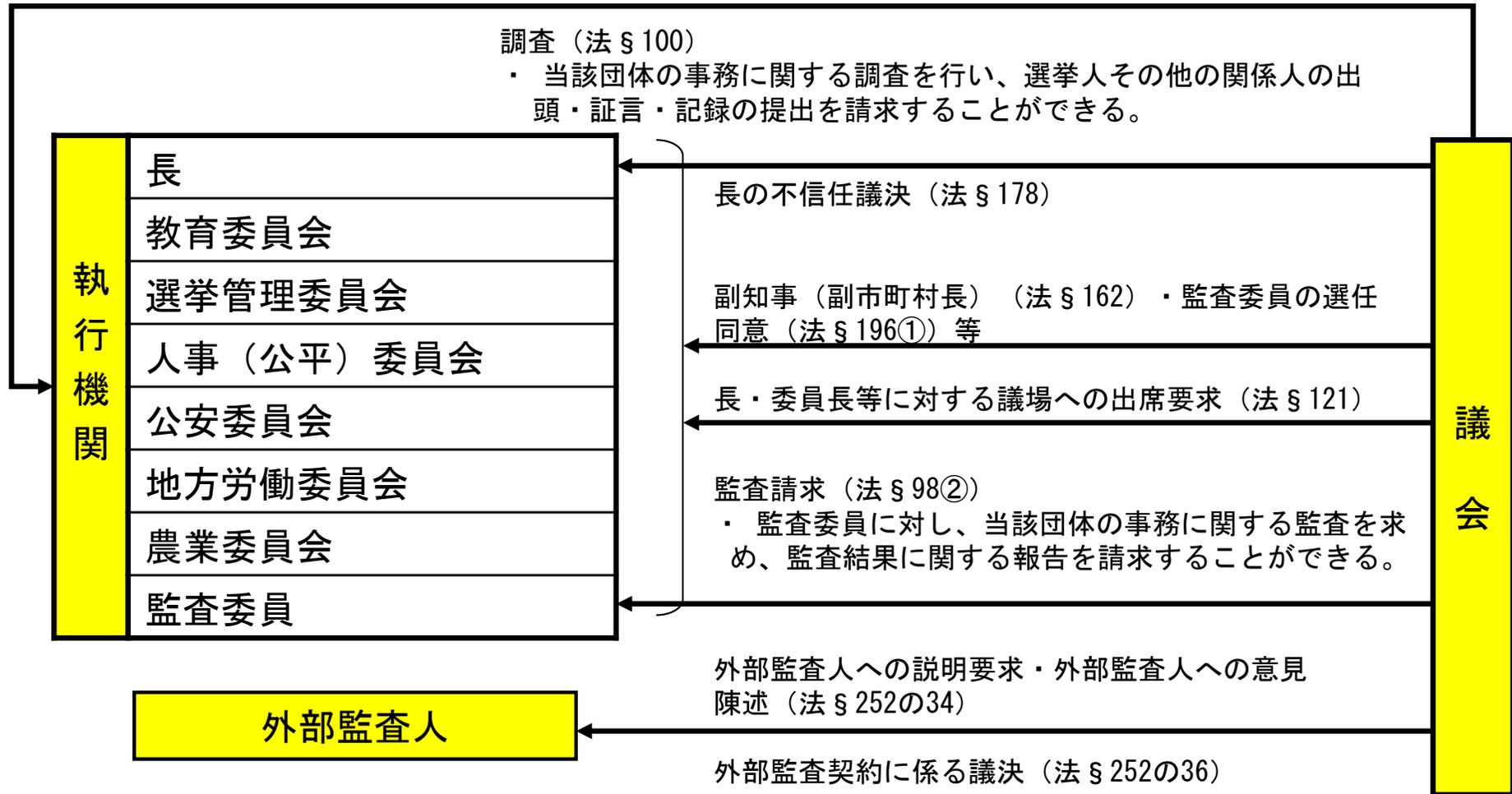
～執行機関等に対する議会の監視機能～

検査（法 § 98①）

- ・ 当該団体の事務に関する書類・計算書を検閲し、長等の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行、出納を検査することができる。

調査（法 § 100）

- ・ 当該団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭・証言・記録の提出を請求することができる。



※ 第三セクター等の経営状況書類の提出（法 § 243の3②、③）

長は、2分の1以上出資法人等の事業計画・決算書類、不動産信託の受託者の事業計画・実績書類を議会へ提出しなければならない。